

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第5号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4) 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) 【安定操作に関する事項】(6) 【総覧に供する場所】(7) 【第一部～第四部 略】 (記載上の注意) 【1】～(23-10) 略 Ⅷ その他の記載事項 a 略 b 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。Ⅷ cにおいて「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合（cに掲げる場合を除く。）には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意Ⅴc、Ⅶc、Ⅷ及びⅧcにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c 略 Ⅷ～Ⅷ 略 Ⅷ 事業等のリスク Ⅴ a・b 略 c 提出者が発行者である有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号	第二号様式 【表紙】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】(2) 【英訳名】 【代表者の役職氏名】(3) 【本店の所在の場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4) 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) 【安定操作に関する事項】(6) 【総覧に供する場所】(7) 【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意) 【1】～(23-10) 同左 Ⅷ その他の記載事項 a 同左 b 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。Ⅷ cにおいて「電子記録移転有価証券表示権利等」という。）である場合（cに掲げる場合を除く。）には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第6号の五様式記載上の注意Ⅴc、Ⅶc、Ⅷ及びⅧcにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c 同左 Ⅷ～Ⅷ 同左 Ⅷ 事業等のリスク Ⅴ a・b 同左 c 提出者が発行者である有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が電子記録移転有価証券表示権利等である場合には、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第

の五様式に記載上の注意例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

【例～例】 略]

第二号の五様式で

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 (4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5)	
【安定操作に関する事項】 (6)	
【総覧に供する場所】 (7)	名称 (所在地)

【第一部～第六部 略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

【a～g 略]

- h 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式に記載上の注意例b及びc並びに例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

i 【略]

【2～例】 略]

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	

六号の五様式に記載上の注意例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

【例～例】 同左]

第二号の五様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】 (3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 (4)	
【届出の対象とした募集（売出）金額】 (5)	
【安定操作に関する事項】 (6)	
【総覧に供する場所】 (7)	名称 (所在地)

【第一部～第六部 同左]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

【a～g 同左]

- h 当該届出に係る有価証券（当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第二号様式に記載上の注意例b及びc並びに例cにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

i 【同左]

【2～例】 同左]

第七号様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年 月 日
【会社名】 (2)	

【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 (6) 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (7) 【安定操作に関する事項】 (8) 【縦覧に供する場所】 (9) 【第一部～第四部 略】 (記載上の注意) 【(1)～(24-2) 略】 例) その他の記載事項 a [略] b 当該届出に係る有価証券 (当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。) が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。) に表示されるものに限る。) である場合 (c) に掲げる場合を除く。) には、第二号様式記載上の注意例 b により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [略] 【例～例 略】	【代表者の役職氏名】 (3) 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】 (6) 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (7) 【安定操作に関する事項】 (8) 【縦覧に供する場所】 (9) 【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意) 【(1)～(24-2) 同左】 例) その他の記載事項 a [同左] b 当該届出に係る有価証券 (当該有価証券が預託証券である場合には当該預託証券に表示される権利を含む、有価証券言託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。) が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 (電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。) に表示されるものに限る。) である場合 (c) に掲げる場合を除く。) には、第二号様式記載上の注意例 b により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。 c [同左] 【例～例 同左】
--	--